

林業・木材産業改善資金事業事前着工事務取扱要領

(令和6年4月1日最終改正)

第1 目的

本資金による事業の着工は資金の交付を受けてから行うのが原則であるが、事業の内容等により資金の交付を受ける前に事業の着工を承認することにより適時の事業促進を図るものとする。

第2 事業の事前着工

貸付申請された事業で、資金の交付を受ける前に、やむを得ず着工する場合には、林業・木材産業改善資金事業事前着工承認申請書（様式1）を、貸付申請書を提出した森林組合等又は融資機関を經由して、該当農林振興事務所長に提出し、知事の承認を得ることにより事業に着工することができる。

第3 農林振興事務所長の事務

農林振興事務所長は、前項の事業事前着工承認申請書の提出があったときは、当該事業着工についての意見を添えて、知事に進達するものとする。

第4 知事の手続

知事は、第2の事業事前着工承認申請書を受理した場合において、林業・木材産業改善資金対象事業として、事前着工が適当であると認められるときは、一定の条件を付して事前着工を承認することができるものとする。

- 2 知事は、前項の承認をしたときは、林業・木材産業改善資金事業事前着工承認書（様式2）を申請者に送付するとともにその旨を農林振興事務所長及び事務委託機関又は融資機関に通知（様式3）するものとする。

附 則

この要領は平成5年4月1日から施行する。

この要領は平成10年6月1日から施行する。

この要領は平成12年4月1日から施行する。

この要領は平成16年1月16日から施行する。

この要領は令和元年5月13日から施行する。

この要領は令和2年4月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

この要領は令和6年4月1日から施行する。